

障害者総合支援法に係る
グループホーム指定申請マニュアル

令和7年6月

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

目 次

1	グループホームとは	2
	利用希望者がグループホームを利用するには	2
	グループホームの種類は	2
2	指定の申請（指定基準等）について	3
	法人格を取得するには	4
	指定の単位は	4
	人員配置に係る基準は	4
	サービス管理責任者の資格要件は	5
	建物・設備に係る基準は	5
	地域交流への配慮	5
	共同生活住居とは	6
	サテライト型住居とは	7
	人員設備基準の概要	8,9
	キーワード解説等	10
3	サービス報酬等について	11
	グループホームの運営経費は	11
	利用者負担の上限額は	11
	グループホーム利用者のひと月あたり負担上限	12
	介護サービス包括型グループホームの報酬体系は	12
	外部サービス利用型グループホームの報酬体系は	12
	日中サービス支援型グループホームの報酬体系は	13
	グループホーム利用時の家賃の助成制度	13
	主な加算について	14
	住居の増設について	16
	障害者共同生活援助事業費補助金	17
	社会福祉施設等整備費補助金（グループホーム）	17
4	その他参考	18
	指定申請に必要な書類一覧	18
	加算の届出に必要な書類一覧	19
	グループホーム開設までの流れ	20

1 グループホームとは

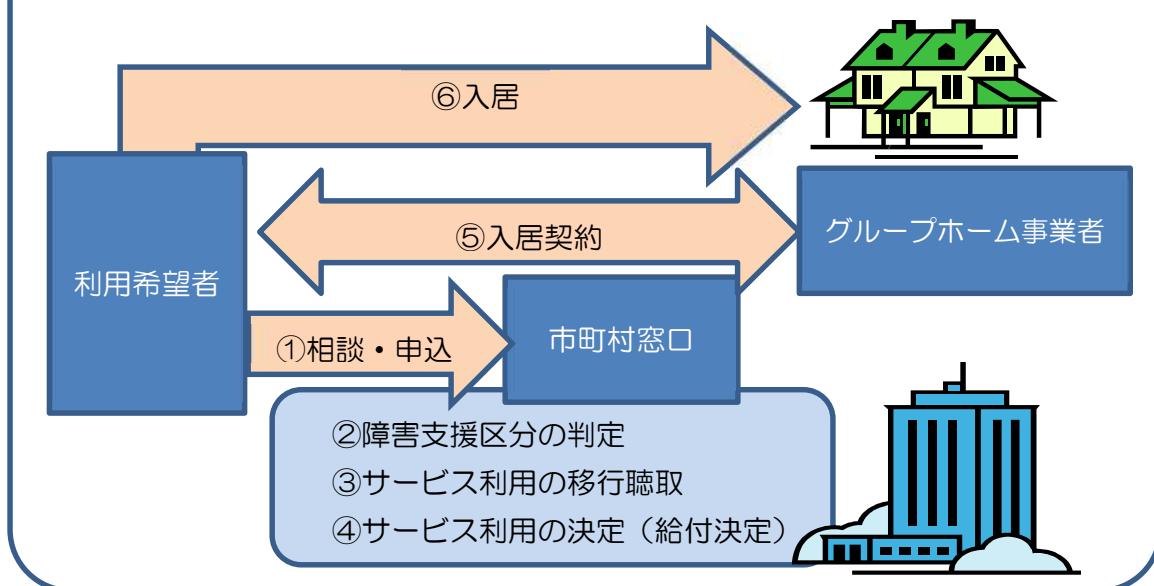
グループホームとは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等の疾病がある者が、世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、戸建て住宅等において、複数で共同生活をする居住の場であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条で定められた障害福祉サービス（共同生活援助事業）です。

利用希望者がグループホームを利用するには・・・

グループホームの利用を希望する者は、事前に市町村による障害支援区分の判定とサービス利用に係る給付決定が必要となります。

利用希望者は、市町村からの給付決定を受けた後、グループホームを運営する事業者と入居に関する契約を直接締結することで、利用（入居）ができるようになります。

【グループホーム利用までの流れ】



グループホームの種類は・・・

平成26年4月の法改正により、従前のケアホームとグループホームは一元化されました。また、平成30年4月から日中サービス支援型グループホームが創設されました。

○介護サービス包括型グループホーム（旧ケアホーム型）

利用者のニーズに応じて介護サービスを事業者自らが提供します。

○外部サービス利用型グループホーム

利用者のニーズに応じて介護サービスを提供するに当たり、事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に介護サービスを委託します。

○日中サービス支援型グループホーム

常時介護を要する利用者に対応するため、一日を通じての生活支援員又は世話人の配置、夜間及び深夜の時間帯を通じての夜間支援従事者の配置等、常時の支援体制を確保した上で、利用者のニーズに応じて介護サービスを事業者自らが提供します。

2 指定の申請（指定基準等）について

グループホームを運営しようとする事業者は、事前に愛知県（福祉局福祉部障害福祉課）に指定の申請を行い、事業所ごとに指定を受ける必要があります。（※事務所の所在地が政令・中核市・大府市の場合はそれぞれ政令・中核市・大府市に申請することになります。）

申請受付後、審査・現地確認等を行った後、原則として申請月の翌々月の1日に指定を行っています。

なお、グループホームの指定申請に当たっては、事前に所在地の消防署及び建築基準法に係る建築部門との協議を済ませておく必要があります。

また、市街化調整区域では、都市計画法上の開発協議が必要となります。

●指定申請窓口

事業所の所在地	申請窓口	電話番号
名古屋市	名古屋市 健康福祉局障害福祉部障害者支援課	052-972-3965(タ" イヤルイン)
豊橋市	豊橋市 福祉部障害福祉課	0532-51-2699(タ" イヤルイン)
岡崎市	岡崎市 福祉部障がい福祉課	0564-23-6165(タ" イヤルイン)
豊田市	豊田市 福祉部障がい福祉課	0565-34-6751(タ" イヤルイン)
一宮市	一宮市 福祉部障害福祉課	0586-28-9147(タ" イヤルイン)
大府市	大府市 福祉部高齢障がい支援課	0562-85-3558(タ" イヤルイン)
上記以外	愛知県 福祉局福祉部障害福祉課	052-954-6317(タ" イヤルイン)

法人格を取得するには・・・

グループホームを運営しようとする事業者は、法人格（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人〔株式会社、有限会社等〕など）を有する必要があり、個人では指定の申請を行うことはできません。

なお、特定非営利活動法人（NPO法人）格を取得するには、都道府県において認証を受ける必要があります。必要な手続き等については、以下のHPを参照してください。

あいちNPO交流プラザ

https://www.npo-plaza.pref.aichi.jp/npo_create

指定の単位は・・・

個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内（主たる事務所から他の共同生活住居までが概ね30分以内で移動可能な範囲）に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。

事業所全体での入居定員が4人以上であることが必要です。（ひとつの共同生活住居の定員は、原則、2人以上10人以下です。）なお、同一敷地内に設置できる共同生活援助の建物の数は2棟までです。

人員配置に係る基準は・・・

グループホームには、管理者、サービス管理責任者、世話を配置する必要があります。

さらに、「介護サービス包括型グループホーム」の場合には、上記人員に加え、生活支援員の配置、「日中サービス支援型グループホーム」の場合には、上記人員に加え、生活支援員及び夜間支援従事者の配置が必要となります。

世話を、生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本とする夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。

指定基準上の人員配置については、本体報酬で評価されることとなります。

「介護サービス包括型グループホーム」及び「外部サービス利用型グループホーム」においては、夜間職員や宿直職員の配置は、指定基準上必ずしも必要ではありません。（必要に応じて配置した場合は、別途届出を行うことにより加算報酬を受けることが可能です。）

複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出し、住居ごとに定められているものではありませんが、複数の住居を持つ場合、利用者の安定した日常生活の確保と、支援の継続性の観点から、住居ごとに専任の世話を定める等の配慮を行ってください。なお、「日中サービス支援型グループホーム」については、住居ごとに世話を又は生活支援員を1人以上、夜間支援従事者を1人以上配置し、常時の支援体制を確保する必要があります。

利用者の病状が急変した場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を

講じ、利用者に事故が発生した場合は、愛知県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うなどの措置が必要です。また、緊急時に備え、障害者支援施設等との連絡体制を確保しておくことが必要です。

サービス管理責任者の資格要件は・・・

サービス管理責任者は、一定の実務経験（取得資格及び業務内容により3～8年）を満たし、かつ、都道府県が実施する研修（サービス管理責任者研修（基礎研修及び実践研修※）及び相談支援従事者初任者研修（講義部分））の受講が要件となります。

※ 実践研修の受講には、基礎研修修了後において所定の実務経験が必要。

建物・設備に係る基準は・・・

専用の施設（建築区分「寄宿舎」等の建物）のほか、アパート、マンション、既存の戸建て住宅等を利用することができます。

建物は、自己所有、賃貸のいずれでも可能です。

地域交流への配慮

グループホームの安定的な運営には、災害など緊急時における近隣住民の協力を円滑に進めるため、地域の状況に応じて近隣住民との連携や交流など関係性に配慮をお願いします。（町内会長や民生委員への説明、緊急時連絡先の配布等）

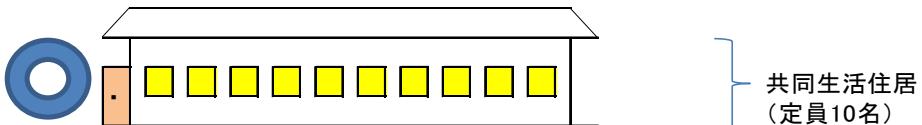
また、令和7年度から、グループホームにおいては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が義務化されておりますので、国作成の「地域連携推進会議の手引き」や、国Q＆Aを参考に、適切に開催するようお願いします。

共同生活住居とは・・・

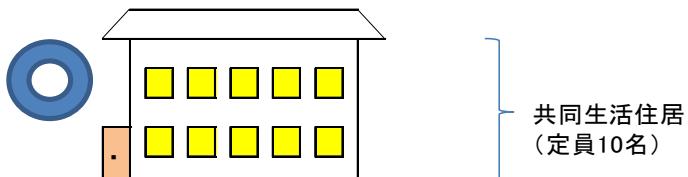
「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいいます。

また、大規模住居における集団的処遇を規制する観点から、原則1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することはできません（ただし、新規に建物を設置する場合は10人以内（日中サービス支援型は20人以内）、既存建物を活用する場合は20人以内の範囲で、玄関が別々になっているなど、建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていれば、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することが可能）。

【1つの建物に1つの共同生活住居（新築）を設置する場合】



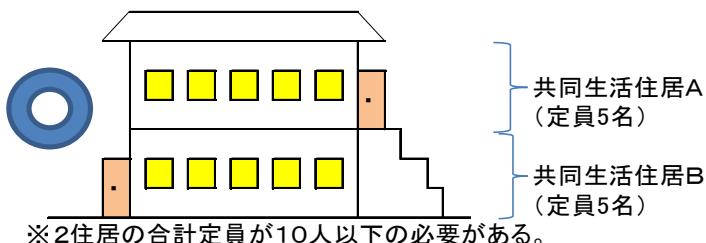
【1つの建物に定員10名の1共同生活住居を設置することはできる】



※原則として、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することはできないので
2階建ての場合も一つの共同生活住居となる。

【住居ごとの独立性が保たれていれば1建物に複数共同生活住居の設置は可能】

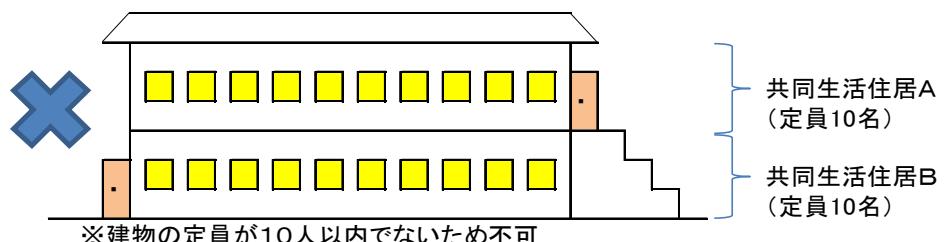
- ・新築で介護サービス包括型の場合



※2住居の合計定員が10人以下の必要がある。

【複数の住居を設置する場合も、建物の定員を超えることはできない】

- ・新築で介護サービス包括型の場合



※建物の定員が10人以内でないため不可

サテライト型住居とは・・・

「サテライト型住居」とは、1人で暮らしたいという利用者のニーズに応えつつ、食事や余暇活動等は本体のグループホームに参加する、というものです。

基本として、早期(原則3年以内)に一般住宅等への移行が可能であると見込まれる者が利用し、その間、一般住宅等で安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、定期的な検討及び計画的な支援を行う必要があります。

また、サテライト型住居には、本体住居の職員が定期的(原則毎日)に巡回する必要があり、入居者が通常の手段により、概ね20分以内で本体住居に移動が可能な距離である必要があります。

1つの本体住居に対して設置可能なサテライト住居は2か所までです。ただし、本体住居が4人以下の場合は1か所までとなります。

人員配置基準の上乗せはなく、夜間職員の配置義務はありません。

また、本体住居の入居者と同様、サテライト型住居の入居者に係る家事援助は、グループホームの世話人が行いますので、ホームヘルパーへの委託は原則できませんが、市町村が認めた重度障害者の場合は、個人単位でホームヘルパーの介護を受けることができます。

【サテライト型住居の概要】



本体住居、サテライト型住居のいずれも事業者が確保

※本体住居につき、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）

●人員・設備基準の概要

区分	介護サービス包括型	外部サービス利用型
管理者	常勤1人（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
サービス管理責任者	●利用者数：30人以下：1人以上 ●利用者数：31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
生活支援員	次の①～④を合算した数以上 (常勤換算) ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数	配置しなくてよい
世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
定員	事業所	4人以上
	共同生活住居	新規建物2～10人、既存建物2～20人 (サテライト型1人※)
	ユニット	2人以上10人以下
立地条件	・入所施設及び病院の敷地内外であること。 ・同一敷地内に設置できる共同生活援助の建物の数は2棟まで	
居室面積	内寸に基づく有効面積で7.43 m ² 以上（収納設備等を除く） ・収納設備は十分な広さ（1 m ² 以上）を有するものであること。	
居室定員	1人（特に必要と認められる場合は2人）	
設備	・ユニット（サテライト型住居）毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。利用者の特性に応じて工夫されたものであること。 ・事業所毎に事務室（世話人室）が必要。 さらに、サテライト型住居の場合、利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）。	
従業者以外の介護	—	外部委託可 (身体介護を伴うものに限る)
協力医療機関、 協力歯科医療機関	必要（協力歯科医療機関は努力義務）	
地域連携推進会議	・利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成 ・おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける ・おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける ・報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する	

※サテライト型住居の入居定員は、本体住居の入居定員には含まない（事業所の利用定員には含む）

区分		日中サービス支援型	
管理者		常勤1人（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
サービス管理責任者		●利用者数：30人以下：1人以上 ●利用者数：31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
生活支援員		次の①～④を合算した数以上 (常勤換算) ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数	※1日を通じて生活支援員又は世話人1人以上
世話人		常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	
夜間支援従事者		夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上	
定員	事業所	4人以上	
	共同生活住居	・新規建物2～10人、ただし、一つの建物に複数の共同生活住居を設ける場合の合計は20人まで ・既存建物2～20人	
	ユニット	2人以上10人以下	
立地条件		・入所施設及び病院の敷地内外であること。 ・同一敷地内に設置できる共同生活援助の建物の数は2棟まで	
居室面積		内寸に基づく有効面積で7.43 m ² 以上（収納設備等を除く） ・収納設備は十分な広さ（1 m ² 以上）を有するものであること。	
居室定員		1人（特に必要と認められる場合は2人）	
設備		・ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。利用者の特性に応じて工夫されたものであること。 ・事業所毎に事務室（世話人室）が必要。	
従業者以外の介護		—	
協力医療機関、協力歯科医療機関		必要協力（歯科医療機関は努力義務）	
短期入所		併設又は同一敷地内（1人以上5人以下）に必置	
協議の場		・指定後も定期的に必要（少なくとも年に1回以上） ・指定申請の際には、自立支援協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を添付すること。	
地域連携推進会議		・利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成 ・おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける ・おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける ・報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する	

※サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援従事者のうち、1人以上は常勤

キーワード解説等

●従業者の職務内容

- ・管理者 事業所の従業者及び業務等の一元的な管理
- ・サービス管理責任者 個別支援計画の作成及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容管理 等
- ・世話人 食事の提供、健康管理・金銭管理の援助及び日常生活に必要な相談・援助 等
- ・生活支援員 食事や入浴・排せつ等の介護 等
- ・夜間支援従事者 夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員

●常勤

事業所における勤務時間が、当該事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。

●常勤換算

事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算すること。

（算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨てる）

●ユニット

居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位

- ・留意点1 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- ・留意点2 居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設ける。
- ・留意点3 居室の定員は1名。ただし、夫婦等で希望のある場合は2名でも可。事業者の都合で、一方的に2人部屋にすることは認められない。
- ・留意点4 居室の面積は、有効面積で7.43平方メートル以上。収納設備は別途確保する。
- ・留意点5 居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されていること。単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まない。

●障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。非該当・区分1～区分6までの7段階があり、区分6は必要とされる支援の度合いが一番大きい状態とされる。

3 サービス報酬等について

障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供することで報酬が支払われます。

単価は地域によって若干の違いがありますが、概ね1単位＝10円です。

なお、専門職員の配置や夜間支援体制等に対する各種加算があります。

また、指定基準に定める基準を満たしていない場合（サービス提供職員の欠如、サービス管理責任者の欠如、共同生活援助計画未作成）や、住居の規模が一定以上の場合には、報酬が減算（それぞれ基本単位数の5%～30%相当を減算）されますので、ご注意ください。

サービス報酬については、その算定要件が国の告示や通知で詳細に定められており、現行の報酬単価は主として以下の告示等によります。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年3月15日こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

グループホームの運営経費は・・・

グループホームの運営経費は、障害福祉サービスを利用する障害者に対して市町村から支給されるサービス報酬（給付費）と、利用者の自己負担額で主に賄われます。

給付費は、本来市町村から利用者に支給されるのですが、実際には代理受領方式により、サービスを提供する事業者が市町村から、自己負担額（基本的には1割）を差し引いた額の支払いを受けることになります。

なお、この支払いは、市町村から支払事務の委託を受けた愛知県国民健康保健団体連合会（国保連）を経由して行われます。

利用者負担の上限額は・・・

障害福祉サービスの利用に当たっては、原則本人は費用の1割を支払うことになりますが、所得に応じて負担額の上限額が決められています。

また、グループホームを運営する事業者は、上記自己負担額以外に、家賃、食費、光熱水費、日常生活品等の実費相当額を、利用者本人から徴収することができます。（家賃については助成制度があります。（次頁参照））

[グループホーム利用者のひと月あたり負担上限]

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般(2)	上記以外	37,200円

*所得を判断する際の世帯の範囲：障害者とその配偶者

◎上記上限額はグループホーム以外の障害福祉サービス利用分も合算した金額の上限となります。複数のサービス利用量を把握し、上限額を超えた部分については負担が発生しないように管理することを「上限管理」と言い、利用者がグループホームを利用している場合は、その事業者が上限管理を行います。

介護サービス包括型グループホームの報酬体系は・・・

●共同生活援助サービス費

区分	算定要件	障害支援区分	報酬単位 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準
共同生活援助 サービス費(Ⅰ)	世話人を6:1 以上配置	区分6	600単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	456単位	4:1以上	
		区分4	372単位	6:1以上	
		区分3	297単位	9:1以上	
		区分2	188単位	—	
		区分1以下	171単位	—	
共同生活援助 サービス費(Ⅱ)	体験利用	区分6	717単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	569単位	4:1以上	
		区分4	481単位	6:1以上	
		区分3	410単位	9:1以上	
		区分2	290単位	—	
		区分1以下	273単位	—	

外部サービス利用型グループホームの報酬体系は・・・

●外部サービス利用型共同生活援助サービス費

区分	算定要件	報酬単位 (単位/日)	サービス管理 責任者配置基準
外部サービス利用型共同生活援助 サービス費(Ⅰ)	世話人を6:1 以上配置	171単位	30:1以上
外部サービス利用型共同生活援助 サービス費(Ⅱ)	世話人を10:1 以上配置	115単位	
外部サービス利用型共同生活援助 サービス費(Ⅲ)	体験利用	273単位	

●受託居宅介護サービス費

区分	報酬単位 (単位/回)
所要時間15分未満の場合	96単位
所要時間15分以上30分未満の場合	194単位
所要時間30分以上1時間30分未満の場合	263単位に、所要時間30分から計算して15分を増すごとに87単位を加算した単位数
所要時間1時間30分以上の場合	564単位に、所要時間1時間30分から計算して15分を増すごとに37単位を加算した単位数

日中サービス支援型グループホームの報酬体系は・・・

区分	算定要件	障害支援区分	報酬単位 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	世話人を5:1以上配置	区分6	997単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	860単位	4:1以上	
		区分4	771単位	6:1以上	
		区分3	524単位	9:1以上	
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	体験利用	区分6	1168単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	1028単位	4:1以上	
		区分4	938単位	6:1以上	
		区分3	672単位	9:1以上	

●日中サービス支援型共同生活援助サービス費(日中を共同生活住居以外の場所で過ごす場合)

区分	算定要件	障害支援区分	報酬単位 (単位/日)	生活支援員の 配置基準 (常勤換算)	サービス管理 責任者配置基準
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	世話人を5:1以上配置	区分6	765単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	627単位	4:1以上	
		区分4	539単位	6:1以上	
		区分3	407単位	9:1以上	
		区分2	270単位	–	
		区分1以下	253単位	–	
日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	体験利用	区分6	929単位	2.5:1以上	30:1以上
		区分5	787単位	4:1以上	
		区分4	695単位	6:1以上	
		区分3	546単位	9:1以上	
		区分2	408単位	–	
		区分1以下	389単位	–	

グループホーム利用時の家賃の助成制度

「生活保護」または「市町村民税非課税世帯」に属する障害者の方がグループホームを利用する場合に発生する家賃の一部または全部が「特定障害者特別給付費（補足給付）」として助成されます。（助成額は月額 10,000 円まで）

■主な加算について

※加算は、グループホームの類型により算定できるもの、できないものがあります。なお、新たに加算を算定する場合は、毎月 15 日までに届出書を提出したものについて、翌月分から算定を開始することができます。（消印有効）

●人員配置体制加算

特定従業者数換算方法（週 40 時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている場合に算定する。

●福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算されます。

●夜間支援体制加算（日中サービス支援型は算定できません。）

夜間の連絡、支援体制が確保されていた場合に加算されます。

【夜間支援体制加算Ⅰ】

⇒夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援時間帯を通じて支援を行う体制を確保している場合に算定する。

【夜間支援体制加算Ⅱ】

⇒宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援時間帯を通じて支援を行う体制を確保している場合に算定する。

【夜間支援体制加算Ⅲ】

⇒夜間支援時間帯を通じ常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定する。

【夜間支援体制加算Ⅳ】

⇒夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援時間帯を通じ支援を行う体制を確保している場合に算定する。

【夜間支援体制加算Ⅴ】

⇒夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援時間帯の一部の時間帯に支援を行う体制を確保している場合に算定する。

【夜間支援体制加算Ⅵ】

⇒夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所等であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間支援時間帯を通じ支援を行う体制を確保している場合に算定する。

●重度障害者支援加算

障害支援区分に応じて、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合に加算されます。指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者及び、障害支援区分 4 以上の強度行動障害を有する利用者が対象となります。

●日中支援加算

日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる者等に対して、昼間の時間帯における支援を行った場合に加算されます（日中サービス支援型を除く）。

※算定対象となる日中活動：障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、就労、地域活動支援センター、介護保険サービス（（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション）、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア）

●自立生活支援加算

退去する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、住宅サービスの利用調整等を行った場合に加算されます。

●医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等に加算されます。看護職員の看護時間等に応じて区分がⅠ～Ⅶまで分けられています。

その他、看護職員配置加算、夜勤職員加配加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、地域生活移行個別支援特別加算、精神障害者地域移行特別加算、強度行動障害者地域移行特別加算、通勤者生活支援加算などの加算があります。

●グループホーム（介護サービス包括型）の報酬算定例

利用者4人（障害支援区分2が2人、同3が1人、同4が1人）

上記の利用者で、世話人・生活支援員を常勤換算で1人分ずつ配置

利用日数は30日。共同生活援助サービス費Ⅰ、夜間支援体制Ⅱの要件を充足

- 区分2の利用者

基本報酬188単位/日 夜間支援体制Ⅱ112/日
 $(188+112) \times 2 \times 30 \text{ 日} \times 10 \text{ 円} = 180,000 \text{ 円}$

- 区分3の利用者

基本報酬297単位/日 夜間支援体制Ⅱ112/日
 $(297+112) \times 30 \text{ 日} \times 10 \text{ 円} = 122,700 \text{ 円}$

- 区分4の利用者

基本報酬372単位/日 夜間支援体制Ⅱ112/日
 $(372+112) \times 30 \text{ 日} \times 10 \text{ 円} = 145,200 \text{ 円}$

合計 447,900 円

住居の増設

新たに住居を開設するなど住居の増加（増設）の場合は、既に指定を受けた事業所の範囲以内（概ね 30 分以内での移動が可能）であれば、新たな事業所として指定申請する対応ではなく、既存施設の住居の増加（増設）として変更届提出で対応することができます。

●変更届提出の流れ

住居の増加を計画したときは、事前に図面相談の上、変更後 10 日以内に変更届を提出してください。

障害者共同生活援助事業費補助金

愛知県では、共同生活援助事業への新規参入の促進と、小規模事業所の経営安定を目的として、運営に必要な経費（休日等に配置するヘルパーの人事費等※注1）を補助しています。

【参考】

- ・実施主体 市町村
- ・対象法人種別 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・補助対象事業所
共同生活援助事業所で、事業所の利用定員が20人以下かつホームの利用定員が9人以下

（※注1）障害支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助の経費は補助対象外です。

社会福祉施設等整備費補助金（グループホーム）

障害のある方が地域での生活を営むことができるよう、グループホームの建設費に対する補助事業を行っています。

毎年5～6月頃に次年度に整備する事業分を市町村経由で募集します。

【参考 都市部例】

- ・対象法人種別（※注1）
社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等
- ・創設（新築）
補助基準額・・・3,210万円〔都市部の場合〕 補助率3／4
(※注2)

（※注1）

申請は法人格を備えていれば対象となります。補助対象事業の採択にあたっては、公益性の観点から、社会福祉法人、医療法人等を優先しています。

（※注2）

総事業費から備品購入費・官公庁への届出費用等の対象外経費を控除した対象経費に補助率を乗じた額と、補助基準額のいずれか低い方を補助額としています。

例）整備費が5,000万円、うち備品購入費等対象外経費が500万円の場合

$$\cdot (5,000\text{万円} - 500\text{万円}) \times 3/4 \text{ (補助率)} = 3,375\text{万円 (A)}$$

・補助基準額(3,210万円)と(A)を比べ少ない額(3,210万円)が補助額となる。

なお、補助基準額は毎年変更となっており、例では令和7年3月時点の額（国要綱案）を示しております。

4 その他参考

●指定申請に必要な書類一覧（備考は簡易版です）

番号	必 要 な 書 類 一 覧	様式名	備 考
1	申請書	様式第1号及び(別紙)	◆介護保険等、申請する事業所所在地で他法の指定を受けている、または、受ける予定の場合は、(別紙)を添付する
2	申請書に添付が必要な付表	付表7	◆定款の条項番号も記載が必要
3	申請者の履歴(登記)事項全部証明書		◆目的に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」等適切な文言を明示すること ◆NPO等法人の登記で代表者が分からない場合は、代表者の分かる議事録を添付
4	事業所(建物)の平面図 ※写真を添付すること。	参考様式1	◆建物が賃貸にあってはその契約書の写し ◆法人所有の場合は所有が分かるもの(登記簿謄本、納税通知書の写しなど) ◆居室等の名称及びそれぞれの面積(有効)を記入すること ◆建物外観、玄関、居室等の設備基準で必要な部屋の写真
5	建物の構造概要	参考様式10	
6	管理者の経歴	参考様式3	◆不一致の有無(指定申請書、付表等に記載した、名前、生年月日、住所) ◆郵便番号の間違い注意
7	サービス管理責任者の経歴 実務経験証明書又は実務経験見込証明書 研修修了証	参考様式3 参考様式4 参考様式5	【実務経験証明書】 ◆実務経験証明書は『原本』を必ず添付すること。なお、県から証明書の発行事業者へ事実確認をする場合があります。 ◆相談支援業務又は直接支援業務を具体的に(看護業務、管理者のみでは含まれない) ◆従事期間と従事日数の両方が記入されていること
8	資格証等の写し (資格が必要な職種)		◆資格証等の氏名が現在と違う場合は、それが分かる公的な書類(運転免許証の裏書き、戸籍抄本等)
9	運営規定		◆不一致の確認(名称、所在地、従業者、営業日、営業時間)
10	利用者(入所者)からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	参考様式6	◆担当者名、電話番号、FAX番号を明記 ◆苦情・相談を受けてからの対処手順の一連の流れを明記すること
11	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	別紙2	◆指定日から4週分の勤務予定を記入する ◆当該事業所・施設に係る組織体制図(任意様式)を添付すること ◆事業者と従業者(予定)との雇用関係を確認するため雇用通知書又は雇用契約書等の写し、秘密保持の誓約書の写し及び履歴書の写しを添付すること
12	設備・備品等一覧表	参考様式2	◆設備基準で必要な部屋について、基準を満たしていることを具体的に記載する
13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容		◆協定書、覚書などでも可 ◆事業所から近隣の医療機関
14	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要		◆サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のために連携及び支援の体制を整えること ◆事業所との位置関係が分かる地図 ◆距離(車で〇分など)を記入
15	入所定員又は精神病院の精神病床数の減少計画書		
16	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等(特定する場合のみ)	参考様式7	◆特定しない場合は添付不要 ◆対応できない理由を具体的に
17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	参考様式8	◆法人所在地、法人名、代表者住所、代表者名を記入すること
18	役員等名簿	参考様式9	◆法人の全役員と事業所の管理者が対象
19	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号 (その1)(その2)	◆郵便番号、氏名、住所等の不一致の確認
20	介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表	別紙1	◆「あり」、「なし」又は該当箇所に〇をつけること
21	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に添付が必要な別紙【必須】		
22	介護給付費等に係る体制等に関する届出書に添付が必要な別紙		
23	事業開始届	様式第6号	
24	共同生活援助の申請調書		◆建築基準法の用途変更の要否、消防法に基づく防災設備の設置状況等、所管部局に確認の上作成すること

※詳細は愛知県福祉局福祉部障害福祉課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shashinki.html>

●加算の届出に必要な書類一覧

各種加算の算定に必要な書類一覧：共同生活援助（グループホーム）

下表の該当する書類を添付すること。

人員配置区分	共同生活援助																		
	夜間支援体制 （経過的居宅介護利用型）	福祉専門職員配置等	福祉の写し	祉士・地域生活支援士（精神保健福祉士・社会福祉士の資格証）	重度障害者支援体制	大規模住居	通勤者生活支援	職員欠如	サービス管理責任者欠如	医療連携体制加算（Ⅷ）	看護職員配置体制	精神障害者地域移行体制	強度行動障害者地域移行体制	医療のケア対応支援体制	ビアサポート実施加算	（中核的人材養成研修修了証）	視覚・聴覚支援連携体制	居住支援連携体制	移行支援連携体制
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当該事業所・施設に係る組織体制図（任意様式）	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉専門職員配置加算に関する届出書（資格証明書添付）			○																
共同生活援助に係る体制（別紙15）	○	○		○															
夜間支援体制加算届出書	○																		
通勤者生活支援加算に係る体制（別紙19）							○												
医療連携体制加算（Ⅷ（短期入所）・Ⅷ（グループホーム）に関する届出書 ※重度化した場合の指針を添付すること						○				○									
重度障害者支援加算に係る届出書（共同生活援助）（別紙35）																			
精神障害者地域移行特別加算に関する届出書（別紙47）											○								
強度行動障害者地域移行特別加算に係る届出書（別紙48）												○							
常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算（別紙21） 看護職員の資格証の写し											○								
夜勤看護職員加配加算に関する届出書（別紙51）											○								
地域生活支援拠点等に関する市町村等からの認可通知書等の写し												○							
医療的ケア対応支援加算に関する届出書													○						
強度行動障害者体験利用加算に係る届出書													○						
ビアサポート実施加算に関する届出書														○					
高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書														○					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書（別紙10）															○				
居住支援連携体制加算に関する届出書																○			
サービス管理責任者の社会福祉士又は精神保健福祉士の資格証の写し																○			
障害者支援施設等感染対策向上加算に関する届出書																	○		
人員配置体制加算（共同生活援助）（別紙5）※人員配置体制確認表及び参考表を含む																		○	

※各種加算様式は愛知県福祉局福祉部障害福祉課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakasan.html>

グループホーム開設までの流れ

1 グループホーム事業の構想

- ・どんなグループホームにしたいですか？
- ・法人格を有していますか？
- ・事業について市町村に相談しましたか？

2 事業計画の立案

- ・入居定員は何名にしますか？（4名以上）
- ・収支見込は立っていますか？（自己資金の有無）
- ・緊急時における協力体制や日中活動系事務所、相談支援事業所との連携はとれていますか？
- ・医療機関との提携はできますか？

3 事業所を設置する不動産の確保

- ・設置基準は満たしていますか？
- ・建築、消防及び都市開発法令の適合は確認済ですか？
- ・賃貸の場合、大家さんの了解は得ましたか？
- ・地域に開かれた事業所として運営していくため、地域住民やボランティア団体等との連携や協力について検討し、取組を始めている又は始める予定となっていますか？

4 従業者の確保

- ・基準上必要な職員はいますか？（管理者、サービス管理責任者、世話人）
- ・土日の代替職員はいますか？
- ・雇用契約や委託契約を行い、研修や健診も勧めましたか？

5 愛知県（または政令市・中核市・大府市）への指定相談

- ・図面相談は行いましたか？（図面相談の件数が多く、回答までに時間を要するので、余裕をもって行ってください。）
- ・提出資料の準備はできましたか？
- ・事業開始の前々月の10日までに愛知県に提出できそうですか？
(指定申請書類に不備不足がある場合、審査が出来ないため、書類を返送する場合があります。)
- ・生活用品や帳簿、個人記録は準備できていますか

6 指定申請書類の提出

- ・指定の最終段階となる現地確認を受ける準備はできていますか

7 事業開始

- ・入居者を募集、決定し、実際の入居日を決めて事業開始です。入居者の募集の際には市町村にもご連絡ください。